

発行所  
長野県保険医協会

〒380-0928長野市若里1丁目-5-26

電話 026 (226) 0086

FAX 026 (226) 8698

E-mail nagano-hok@doc-net.or.jp

年間購読料 3,600円(会員の購読料は会費に含まれています)



2016年(平成28年)2月25日

No.420(毎月1回25日発行)

(1990年6月22日第三種郵便物認可)

主な記事

保団連定期大会での発言と執行部答弁/保険で良い歯の署名提出...2面、協同組合ニュース...3-4面、28年改定の主な項目...5面、理事会だより/保険かわら版他...6面

## 新点数対応の日程決まる 医科・歯科各5会場で検討会を実施

長野県保険医協会では、2月10日の中医協の「答申」の内容及び答申の点数表部分の元になった3回の審議で確定した個別改定項目を速報掲載した全国保険医新聞の医科版(3分冊112面)、歯科版(2分冊32面)を新聞が届いた12日、医科・歯科別にすべての会員に発送した。保団連では新点数検討会に使用する「点数表改定のポイント」(医科)、「改定の要点と解説」(歯科)のテキストづくりの第一次作業が始まり、長野からも医科の社保担当事務局員を派遣する。また新点数検討会の日程案内チラシを送付するなど、新点数対策の対応を進めている。



中医協答申特集号3分冊の医科版と2分冊の歯科版

保団連中央と各協会・医会を結んで

の新点数検討会を受けて県内での新点数検討会は、歯科が2日の上田会場から、医科が24日の松本会場から開始となり、それぞれ5会場での開催となる。日程は下の表の通り。はがきによる案内も送付される。

### 歯科の新点数検討会の開催日程

会場	開催日	時間	場所
上田会場	3月22日(火)	19:30~21:30	上田創造館(上田市上田原1640) 0268-23-1111
長野会場	3月23日(水)	19:30~21:30	長野市生涯学習センター(トイゴ) 026-233-8080
飯田会場	3月23日(水)	19:30~21:30	飯田市地域交流センター(りんご庁舎) 0265-22-4511
松本会場	3月24日(木)	19:30~21:30	Mウイング(松本市中央公民館) 0263-32-1132
佐久会場	3月25日(金)	19:30~21:30	佐久平交流センター(旧佐久勤労者福祉センター) 0267-67-7451

テキスト「歯科診療報酬2016改定の要点と解説」は、歯科会員に事前配布。県保険医協会に申し込みの上、同テキスト持参でご参加ください。

### 医科の新点数検討会の開催日程

会場	開催日	時間	場所
松本会場	3月24日(木)	18:00~21:00	総合社会福祉センター(南松本駅前) 0263-25-3133
長野会場	3月25日(金)	18:00~21:00	長野バスターミナル会館 026-228-1156
岡谷会場	3月26日(土)	15:00~18:00	生涯学習館(イルプラザ3F) 0266-24-8401
飯田会場	3月28日(月)	18:00~21:00	シルクプラザ(飯田ICより車で1~2分) 0265-28-1110
上田会場	3月29日(火)	18:00~21:00	上田東急REIホテル(上田駅温泉口) 0268-24-0109

各会場とも、前半1時間が入院点数、後半2時間が入院外点数です。土曜日開催の岡谷会場が15:00からと他の会場と異なりますので、ご注意ください。

参加資格: 会員医療機関の医師・事務担当者  
テキスト「点数表改定のポイント2016年4月」は開業医会員に1冊は事前に配布。追加部数が会員価格での当日販売となります。県保険医協会へ申し込みの上、配布テキスト持参でご参加ください。

### 医療事故調

## 運用ガイドラインの留意点等 講演で分かりやすく解説

長野県保険医協会は1月23日、長野市で佐藤一樹先生(いつき会ハートクリニック)を招いて「医療事故調運用ガイドラインと医師法21条正論」と題した講演会を開催。医師・歯科医師はじめ医療従事者ら41名が参加した。

医療事故調査制度は医療法改正に伴い昨年10月に運用が開始さ

れ、医療機関は「医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産」であって「管理者が予期しなかったもの」についてセンターへの報告を行うとされている。

講演では、厚労省の研究班や日本医療法人協会の医療事故調運用ガイドライン作成に携わった佐藤先生のご経験等を交えて、医療事故調査制度の法律上の位置付けに始まり、制度ができた背景、運用ガイドラインについて、医師法21条の正しい解釈、院内調査やセンターへの報告の際の留意点など詳しく解説。あくまでも医療安全の為の制



佐藤一樹氏の分かりやすい講演、プロジェクター資料の提供も

度であって、現場医療者の人権に配慮し、責任追及や紛争解決手段にはならないこと(医療行為の評価はしない)、WHOドラフトガイドラインを尊重して運用すべきことを強調した。参加

## 第37回定期総会

来る3月13日(日)松本市のホテルブエナビスタで開催の長野県保険医協会第37回定期総会の議案書は、2月18日に発送となりました。

ご出席又は委任状の提出をお願いします。

昨年の規約改正に伴い定期総会の成立には委任状を含め会員の10分の1の出席が必要です。

ご出席、又は委任状の提出に、ご協力ください。委任状は、議案書に同封、同じく同封の返信用封筒で返信いただくか、ファクシミリで送信ください。

定期総会記念講演は午後1時から、総会議事は午後3時15分からとなっています。

議案書は2月18日に発送済みです。ご確認ください。

者からは、大変勉強になった、他の事故調の話よりも分かりやすかった、などの意見が寄せられた。

## 事故調関連の冊子を配布

保団連より「医療事故調査制度の概要と留意点」が発行された。長野県保険医協会では開業医会員に1冊、本紙に同封送付します。ご活用ください。

本はA4版73頁で、一般販売は送料込の2千円。会員販売価格は送料込の1400円。



開業医会員に配布となる冊子

太陽光発電の場合、個人でも消費税が加算され、消費税分、収入が増えます。そこで提案、お給料にも消費税が加算され買えるようになります。お給料二十万円なら8%一万六千円多く買えます。好景気のためには賃金増額が不可欠ですが、困難な状況です。消費税法を改正し賃金も消費税の対象とすれば、今すぐデフレは解消されます。年金や生活保護費も消費税分多く買えるようになります。そうならば、我々医療者も何の気兼ねもなく診療報酬分の消費税を患者さんから頂きます。国から「所得・法人税や社会保険料等にも消費税をかけなくては、年金や生活保護費を消費税分多く支給するのは不可能です。」と言われかねませんが、お給料が消費税分増えるなら、税金や会費に消費税がかかってもお釣りがきます。現在、消費税の免税点は年間売上高一千万円なので、年間のお給料が一千万円以下の場合、頂いた消費税の申告は不要とします。年間のお給料が一千万を超えた場合のみ、お給料で頂いた消費税から商品の購入等で支払った消費税の差額が黒字なら国へ納税し、赤字なら国から還付されます。支払った消費税がなければ、お給料で頂く消費税は国へ丸々納税しなければなりませんので、商品の購入等が盛んとなり、経済が活性化します。経営者は、賃金の消費税が支払った消費税となり、頂いた消費税から引けるため、その分、納税が減ります(赤字なら還付)。赤字還付の時、さらに一億円(税抜)の建物を購入し八百万円消費税を支払ったならば、全額還付されます(T)。

## 鶏声

太陽光発電の場合、個人でも消費税が加算され、消費税分、収入が増えます。そこで提案、お給料にも消費税が加算され買えるようになります。お給料二十万円なら8%一万六千円多く買えます。好景気のためには賃金増額が不可欠ですが、困難な状況です。消費税法を改正し賃金も消費税の対象とすれば、今すぐデフレは解消されます。年金や生活保護費も消費税分多く買えるようになります。そうならば、我々医療者も何の気兼ねもなく診療報酬分の消費税を患者さんから頂きます。国から「所得・法人税や社会保険料等にも消費税をかけなくては、年金や生活保護費を消費税分多く支給するのは不可能です。」と言われかねませんが、お給料が消費税分増えるなら、税金や会費に消費税がかかってもお釣りがきます。現在、消費税の免税点は年間売上高一千万円なので、年間のお給料が一千万円以下の場合、頂いた消費税の申告は不要とします。年間のお給料が一千万を超えた場合のみ、お給料で頂いた消費税から商品の購入等で支払った消費税の差額が黒字なら国へ納税し、赤字なら国から還付されます。支払った消費税がなければ、お給料で頂く消費税は国へ丸々納税しなければなりませんので、商品の購入等が盛んとなり、経済が活性化します。経営者は、賃金の消費税が支払った消費税となり、頂いた消費税から引けるため、その分、納税が減ります(赤字なら還付)。赤字還付の時、さらに一億円(税抜)の建物を購入し八百万円消費税を支払ったならば、全額還付されます(T)。